

山口県交通安全学習館規則

平成5年3月31日
山口県規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県交通安全学習館条例(平成5年山口県条例第1号)に定めるもののほか、山口県交通安全学習館(以下「学習館」という。)の管理について必要な事項を定めものとする。

(開館日)

第2条 学習館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

(1) 月曜日

(2) 12月28日から翌年の1月4日まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第3条 学習館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(遵守事項)

第4条 学習館を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、学習館の設置の目的にそって、これを利用しなければならない。

(1) 学習館の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が学習館の管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、学習館の管理について必要な事項は、別に定める。